

地方公営企業（みなし償却あり）

X年度期末に補助金（資本剰余金）50億円及び企業債（借入資本金）50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。 ※耐用年数10年、残存価額50億円（資本剰余金に相当）、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

（計上なし）

損益計算書（X+6年度）

減価償却費 5億

料金収入 5億

貸借対照表（購入時）

●資産	●資本
資産A 100億	借入資本金 50億
	資本剰余金 50億

貸借対照表（X+6年度）

減価償却対象
50億

●資産	●資本
(減価償却累計額 △30億)	(借入資本金償還 △30億)
取得価額から補助金（資本剰余金）の額を控除した額まで減価償却	借入資本金 20億
資産A 70億	資本剰余金 50億

※除却時に資産Aの残存価額50億円と資本剰余金50億円を一時に償却できる。



- ①補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を表示できない（過大に表示）。
- ②減価償却費が減少し、料金回収すべき経費が抑えられる。

地方公営企業（みなし償却なし）

X年度期末に補助金（資本剰余金）50億円及び企業債（借入資本金）50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

（計上なし）

貸借対照表（購入時）

●資産	●資本
資産A 100億	借入資本金 50億
	資本剰余金 50億

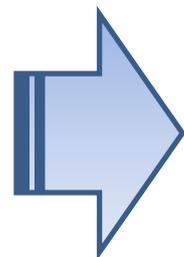
損益計算書（X + 6年度）

減価償却費 10億

料金収入 5億

（当期損失5億発生）

貸借対照表（X + 6年度）



減価償却対象
100億

●資産	●資本
<p>（減価償却累計額 △60億）</p> <p>残存価額0円まで減価償却</p> <p>資産A 40億</p>	<p>（借入資本金償還 △30億）</p> <p>借入資本金 20億</p> <p>資本剰余金 50億</p> <p>（繰越欠損金 △30億）</p>

- ①補助金充当部分も減価償却されるため、資産価値の実態を適切に表示。
 - ②みなし償却を行う場合と比べて減価償却費が増大するため、料金回収すべき経費が増大する。
- ※減価償却費を料金収入で賄えない場合には、損益計算書において損失計上する一方で、貸借対照表において補助金を資本剰余金として積み立てることとなる。また、補助金充当部分の料金回収で賄える場合は、貸借対照表において、補助金が全額資本剰余金として残ることとなる。

公営企業型地方独立行政法人（経常費助成）

X年度期末に補助金（資産見返負債）50億円及び長期借入金50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

（計上なし）

貸借対照表（購入時）

●資産	●負債
資産A 100億	長期借入金 50億
	資産見返負債 50億

損益計算書（X + 6年度）

減価償却費 10億

料金収入 5億
資産見返負債戻入 5億

貸借対照表（X + 6年度）

●資産	●負債
(減価償却累計額 △60億)	(長期借入金償還 △30億)
残存価額0円まで減価償却	(資産見返負債取崩 △30億) ※収益に振替
資産A 40億	長期借入金 20億
	資産見返負債 20億

減価償却対象
100億

- ①補助金充当部分も減価償却されるため、資産価値の実態を適切に表示。
- ②補助金（資産見返負債）が漸次戻入益に計上されるため、料金回収すべき経費が抑えられる。
- ③損益計算書において、減価償却額部分に係る補助金充当部分が明確になる。

企業会計（圧縮記帳：直接減額方式）

X年度期末に補助金50億円及び長期借入金50億円をもとに100億円の資産Aを購入し、同時に圧縮損50億円を計上したと仮定。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

固定資産圧縮損 50億

補助金 50億

損益計算書（X + 6年度）

減価償却費 5億

料金収入 5億

貸借対照表（購入時）

●資産 ●負債

圧縮

資産A 50億

長期借入金 50億

貸借対照表（X + 6年度）

●資産 ●負債

圧縮

(減価償却累計額 △30億)

残存価額0円まで減価償却

資産A 20億

(長期借入金償還 △30億)

長期借入金 20億

減価償却対象
50億

- ①資産の取得原価を圧縮するため、資産が過小に表示される。
- ②購入時に固定資産圧縮損を計上するため、減価償却費が減少し、料金回収すべき経費が抑えられる。

企業会計（圧縮記帳：積立金方式）

X年度期末に補助金50億円及び長期借入金50億円をもとに100億円の資産Aを購入し、圧縮損相当額を利益処分により圧縮積立金として積み立てたと仮定。

※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

損益計算書（購入時）

当期利益 50億円

補助金 50億

（利益処分により、圧縮積立金として整理）

損益計算書（X + 6年度）

減価償却費 10億

料金収入 5億

（当期損失5億発生）

貸借対照表（購入時）

●資産 ●負債・資本

資産A 100億	長期借入金 50億
	圧縮積立金 50億



貸借対照表（X + 6年度）

●資産 ●負債・資本

(減価償却累計額 △60億) 残存価額0円まで減価償却 資産A 40億	(長期借入金償還 △30億) ※圧縮積立金から繰越利益 剰余金に振り替えられた30億 にて欠損処理 長期借入金 20億
	圧縮積立金 20億

減価償却対象
100億

- ①補助金充当部分も減価償却されるため、資産価値の実態を適切に表示。
- ②みなし償却・直接減額方式を行う場合と比べて減価償却費が増大する。
- ③損益計算書において、減価償却額部分に係る補助金充当部分が収益化されない。（償却に伴う圧縮積立金の利益剰余金化により、欠損は生じない）。